

平成28年度 文京区障害者基幹相談支援センター 事業計画

平成28年4月1日

文京区長 殿

運営法人名 復生あせび会・文京槐の会共同事業体
代表者氏名 安達 勇二
所在地 東京都文京区小日向2-16-15
電話番号 03-5940-2903

平成28年度文京区障害者基幹相談支援センター事業計画を以下のとおり提出します。

1 基本的な運営方針

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、文京区障害者基幹相談支援センターは、平成27年4月より区の委託を受け、社会福祉法人復生あせび会と社会福祉法人文京槐の会が、共同で運営します。

現在地域では、障害者及びその家族の高齢化に伴う家族全体に関する相談、また、障害の重複等による複合的な相談など、高度かつ複雑な内容の相談が増えています。そのような地域での課題に対応するための、相談支援活動の中核的な役割を担う相談支援センターを目指します。疾病・障害の種別を乗り越え、きめ細やかな相談支援や障害福祉サービスの利用支援等を、専門職（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置し行っていきます。

また、地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成を支援するとともに、地域の相談支援事業者等との連携による支援体制の充実を図ることを目指します。

平成28年度は、主に以下の事業を推進します。

【総合相談支援等】

障害及び難病等に関する相談に対し、アウトリーチも含めた総合的な相談支援を行うとともに、家族全体の重層的課題を含んだ高度かつ複雑な内容の相談に対応しつつ、相談支援事業者等への助言を行います。また、「基幹相談支援センター」の周知活動を継続し、対応方法の平準化を図りながら「相談して良かった」という実感を持っていただけるよう取り組みます。さらに、相談支援の拡充を図る目的で、障害当事者同士で気軽に相談話を話し合える場としてピアグループ活動を実施します。

【相談支援体制の強化】

指定相談支援事業者を始めとした関係機関や相談員連絡会と連携・協働し、障害福祉に関する福祉ニーズの充足のために、利用できる人材・施設・知識等の向上を図り、自立支援協議会の相談支援専門部会と当事者部会の事務局運営等を行います。

- 指定特定相談支援事業所連絡会を月1回開催し、区とも連携の上、計画相談のあり方について、協議、検討を進めていきます。
- 高齢・障害関係各団体との連携を密にするために、各種研修会・勉強会に積極的に参加していきます。
- 関係団体と連携し、当事者活動や支援活動を推進するため、研修等を企画します。
 - ・精神保健福祉事業者実務者連絡会を年3回程度、予防対策課と共に実施します。
 - ・相談支援専門部会定例会議を開催し、事例検討や地域のネットワーク構築の場を提供します。

【地域移行・地域定着】

- 入所施設や精神科病院への働きかけや、地域の体制整備に係るコーディネートを行います。
- 検討の場に保健サービスセンターを始めとする区関連部署の担当者を招き、地域の入所施設や精神科病院の現状と課題を共有することにより、事業実施に向けて更なる連携の強化を図るとともに、精神科病院への働きかけを行い、事業対象者の把握に努めます。
- 制度理解や目的の周知のために区関連部署及び地域事業者に研修を行い、地域移行・定着支援事業を普及させるための支援者チームの構築を目指します。
- サービスの利用開始に向けて、区関連部署及び地域事業者と支援チームを構築し、近隣区や都と協働して地域移行・地域定着支援を行うことを目標にします。

【権利擁護・虐待防止】

- 障害者等から権利擁護に関する相談に応じ、必要に応じて成年後見制度の利用支援や、虐待防止に関する支援を実施するとともに、その他啓発に関する活動を実施します。
- 虐待防止センターの窓口として、関係課と連携し夜間・休日の通報を受け付けます。
- 平成28年4月施行の障害者差別解消法に基づき、新たに設置する障害者差別解消相談窓口として、障害を理由とする差別等に関する相談等を受け付けます。

【その他】

- 障害のある方の自立や社会参加を推進することを目的に各種講座等を行っていきます。
- 「文京区避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、平常時及び災害時における役割を担います。
- 障害のある方に対して、偏見や誤解なく自然に接することができるよう、理解を促進する心のバリアフリー啓発用ハンドブックを基に、障害者差別解消法の視点を取り入れたものに改訂します。

2 平成27年度障害者基幹相談支援センター 事業評価

	項目	27年度の計画	27年度の評価	28年度の計画
1	総合相談業務	面接(来所、訪問)や電話等により当事者・家族等の様々な相談を受け、必要時には訪問するなどの確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応についての必要性を判断する。	◎ 開設当初は、主管課からの紹介や関係機関からの相談が殆どであったが、周知が進み当事者・家族からの直接相談も増えてきた。警察からの支援要請もあり、緊急性があると判断した時には積極的にアウトリーチ支援を行った。	面接(来所、訪問)や電話等により当事者・家族等の様々な相談を受け、必要時には訪問するなどの確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応についての必要性を判断する。
		質の向上、対応方針の平準化や重層的課題への対応を実施する。	○ 研修に積極的に参加し、質の向上に努めた。障害が重複していたり、同居家族にも支援が必要であったりする場合、アウトリーチを含む継続的支援を行い重層的課題に対応した。また、毎朝のミーティング等で職員同士、情報の共有を図り対応の平準化に努めたが、未だ不十分な部分もあり課題を残した。	必要な研修へ積極的に参加し、重層的課題へ対応できるよう、相談支援技術の向上を目指すとともに対応の平準化を図る。
		福祉・保健に関するサービスの情報提供及び関係機関の紹介等を行う。	○ 適切なサービスや窓口の情報提供を行い、必要時には本人と事業所との顔合わせなども行い、丁寧な紹介を心がけた。また、紹介だけでなく、本人・事業所のフォローアップも行ったが、紹介でのみで終わってしまいフォローアップまで追いつかないこともあり、課題を残した。	福祉・保健に関するサービスの情報提供及び各関係機関へ紹介を行い、その後のフォローアップを行う。
		サービス利用申請手続きの代行・取り次ぎの便宜を図る。	◎ 必要な手続き代行を行い、取り次ぎに必要な申請窓口への連絡、支援依頼を行った。	サービス利用申請手続きの代行・取り次ぎの便宜を図る。
		専門的、継続的な関与又は緊急の対応が必要な場合はケース会議を開催する。	◎ 必要時には、ケース会議を開催して関係機関の役割を整理し、連携が組みやすくなるような体制作りをした。	専門的、継続的な関与又は緊急の対応が必要な場合は、ケース会議を開催する等、関係機関と連携し対応する。
		ピアカウンセリングの実施に向けた検討を行う。	○ 区内事業所や利用者からヒアリングを行い、事業イメージを固めていった。また、他区の取り組みについて、電話での聞き取りや見学を行い、次年度の実施に向けて内容と進め方の検討を行った。しかしながら、年度を通じての活動としては課題を残した。	ピアグループ活動を実施し、ピアカウンセリングの実施に向けた検討を行う。
2	相談支援体制の強化	計画相談のあり方について、協議会等による整理、検討を行う。	◎ 相談支援専門部会定例会議において「サービス等利用計画と個別支援計画の違い」「アセスメントを学ぶ」という2つのテーマ設定のもと、計画相談のあり方について議論・検討ができた。	計画相談のあり方について、協議会等による整理、検討を行うとともに、区・事業所と協議し、個々の状況に応じた質の高い計画立案ができるよう支援していく。
		関係団体等と連携し、当事者活動や支援活動を推進するため、研修等を企画する。	○ 予防対策課と共同し、実務者連絡会の企画・内容検討・事務局を担い、年3回実施予定を計画通り実施した。当事者活動への関与はできなかったが、文京家族会のあり方や活動に参加し、一緒に研修等を企画した。さらに、都内で行政から委託を受け事業を開始した基幹相談支援センターが集まり、情報交換・質の向上のための連絡会を立ち上げた。	各関係団体等と連携し、相談支援体制強化のための研修等を企画する。
		地域におけるインフォーマルサービス等の情報を収集する。	○ 個別支援や各種会議・研修において、各関係機関から情報収集を行った。また、基幹窓口に来所して下さる団体の方々からも情報を頂くことができた。	収集した地域のインフォーマルサービス等の情報を集約し、相談支援に活かすための仕組みづくりをする。
		相談支援事業所等の会合への出席や連絡会を開催する。	○ 各事業所等の会合には積極的に参加するとともに、指定特定相談支援事業所連絡会を毎月定期に開催。会合には事務局として必ず出席し、Q&Aやチラシの作成を行った。指定一般相談、障害児計画相談についての連絡会の開催については実施まで至れず課題が残った。	相談支援事業所等の会合への出席や連絡会を開催する。
		基幹相談支援センターの周知活動を行う。	○ 区内関連機関や事業所を個別で訪問して周知活動を行った。他、関係機関を訪問した時や勉強会、研修に参加した時にリーフレットを配布しながら事業の周知に努めた。区外にも文京区の基幹相談支援センターの周知活動を行った。	基幹相談支援センターの取り組みについて周知活動を行う。
3	地域移行・地域定着	区担当課と連携し、地域の入所施設や精神科病院での現状と課題を抽出する。	○ 所管課及び指定一般相談支援事業者と共同し、事業の進め方を検討する場を構築した。年度内に3回会議を開き、長期入院患者の高齢化による課題として、高齢者福祉専門職と連携した支援のあり方を認識した。また、「精神保健福祉調査(630調査)」の結果を基に、区民の事業対象者の把握に努めた。	検討の場に保健サービスセンターを始めとする区関連部署の担当者 راき、地域の入所施設や精神科病院の現状と課題を共有することにより、事業実施に向けて更なる連携の強化を図る。併せて、精神科病院への働きかけを行い、事業対象者の把握に努める。
		地域移行・地域定着の制度の理解や目的を周知し、普及啓発に取り組む。	△ 会議を定期的に開催し、所管課と共に制度の目的や内容について理解を深めた。	制度理解や目的の周知のために区関連部署及び地域事業者に研修を行い、地域移行・定着支援事業を普及させるための支援者チームの構築を目指す。
		勉強会や事例検討会を実施しスキルアップを図る。	○ 勉強会の代替として、他区との連携会議や都が運営する圏域別会議への参加により基幹職員のスキルアップ及び近隣区との連携体制の構築を進めることができた。	サービスの利用開始に向けて、区関連部署及び地域事業者と支援チームを構築し、近隣区や都と協働して地域移行・地域定着支援を行うことを目標にする。
4	権利擁護・虐待防止	地域住民及び関係者への啓発活動を行う。	○ 各団体からの依頼に対して講師を派遣した。福祉センター祭り等において障害理解のための普及啓発活動を行った。	地域住民及び関係者への啓発活動を行う。
		ケース検討を定期的に実施し、対応能力向上と平準化を図る。	○ 上半期は定期的な時間を確保し事業所内でのケース検討を行った。下半期、アウトリーチ支援が多くなり、定期的な実施はできなかったものの、申し送りで共有し、日々検討を行った。	所内事例検討を実施し、対応能力向上と平準化を図る。
		他機関によるケース検討会議に参加し、対応能力の向上を図る。	○ 文京区社会福祉協議会で行っている成年後見制度推進機関ケース会議や、障害者地域自立支援協議会権利擁護部会に参加し、関係機関と意見交換をしながら、対応能力の向上を図った。	他機関によるケース検討会議に参加し、会議の進め方も含めた検討を行う。
5	その他	区が指定する障害者自立支援協議会の運営を行う。	○ 障害福祉課より専門部会(相談支援部会・当事者部会)の事務局運営を引き継ぎ、親会の下命事項に添って専門部会を予定回数実施した。	区が指定する障害者自立支援協議会の部会運営を行う。
		区が指定する支援区分認定調査対象者に対する調査を実施する。	△ 調査の実施に向けて、支援区分認定調査の研修を受講した。	区が指定する支援区分認定調査対象者に対する調査を実施する。
		視覚障害者、その他の障害者のパソコン教室を実施する。	○ 開催準備に時間を要し、下半期に集中して開催した。26年度と比較して実施回数・参加人数等に課題を残した。	視覚障害者、その他の障害者のパソコン教室を実施する。
		障害者自立生活支援センター事業を引き継ぎ、各種講座を行う。	○	障害者の自立及び社会参加を推進することを目的に各種講座を行う。

3 平成28年4月1日の職員体制

(1) 障害者基幹相談支援センター長

氏名	兼務する業務
安達 勇二	文京地域生活支援センターあかり

(2) 障害者基幹相談支援センター職員

	氏名	資格	専任 兼任	常勤 非常勤	経験 年数	兼務する業務
1	海老名 大	社会福祉士	専任	常勤	15年	
2	美濃口 和之	社会福祉士 精神保健福祉士	兼任	常勤	13年	グループホーム文京あ せびの家管理者
3	菊池 景子	精神保健福祉士	専任	常勤	14年	
4	鈴木 聖人	社会福祉士 精神保健福祉士	専任	常勤	12年	
5	小久保 葉純	精神保健福祉士	専任	常勤	2年	
6	宮地 恭子	社会福祉士 精神保健福祉士	専任	常勤	12年	